

「ヨコハマ・グッズ「横濱 001」女性向けラインPR・プロモーション委託」 に関するプロポーザル募集要項

1 趣旨

本業務は、横浜のおみやげブランドであるヨコハマ・グッズ「横濱 001」の女性向けライン「横濱 001 セレクト（仮称）」の認知獲得、親近感獲得を目的とした効果的なPR・プロモーションを行うために実施します。

2 一般事項

(1) 名称

ヨコハマ・グッズ「横濱 001」女性向けラインPR・プロモーション委託に関する
プロポーザル

(2) 実施主体

横浜市文化観光局観光振興課

(3) 募集する業務の内容

ヨコハマ・グッズ「横濱 001」の女性向けライン「横濱 001 セレクト（仮称）」の
宣伝・PR・プロモーション業務

（実施期間：契約締結日から平成 28 年 2 月 29 日まで）

委託する業務内容については、別添「業務説明資料」を参照してください。

(4) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、公募型により行います。また、本プロポーザルは与えられた条件下において参加者の考え方や具体的な準備・運営に関する実力等を「提案」を通して評価し、委託業者を選定するものです。したがって、本業務の準備や運営については、必ずしも当該契約者の提案どおりに実施するものではありません。

3 プロポーザル実施スケジュール

別紙参照

4 応募資格等

(1) 応募者の資格

応募の資格を有する者は、次の項目の全ての要件を満たすものとします。

ア 横浜市一般競争入札有資格者名簿の種目で「323 広告 (B) 新聞・雑誌 (C) WEB (Z) その他」の登録がある者とし、かつ過去 5 年以内の実績で、メディアプランニング・媒体買い付け・広告クリエイティブ制作・パブリシティ・プロモーションまでを統合的に実施した実績がある者。

※参加意向申出時に過去 5 年の同種・類似業務実績を提出してください。（様式は不問）

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者

- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者
- オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていない者
- キ 最近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- ク 過去または予定も含め、本公募の評価委員会の委員が属していない者
- ケ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者

(2) 応募に対する制限

次の各項目に該当する者は応募者として参加することはできません。また、応募者は次の各項目に該当する者から支援を受けることはできません。

- ア 評価委員会の委員の三親等以内の親族
- イ 評価委員会の委員の三親等以内の親族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属している者

5 実施主体

横浜市文化観光局観光振興課

担当 西海、有賀

所在地 〒231-0015 横浜市中区尾上町 1-8 関内新井ビル 6 階

電話 045-671-2596

FAX 045-663-6540

※提案書作成に関する質問は、別添「提案書作成要領」の規定のとおり電子メールを使用してください。電話及びFAX等による質問の受付及び回答は一切いたしません。

ヨコハマ・グッズ「横濱 001」女性向けラインPR・プロモーション委託
プロポーザル方式による委託業者選定スケジュール

- 7月30日（木） 17：00 必着 質問書の提出期限
- 8月6日（木） 質問回答
- 8月20日（木） 17：00 必着 提出意思確認書の提出期限
- 9月3日（木） 17：00 必着 提案書の提出期限
- 9月10日（木） プレゼンテーション
評価委員会による評価 最適提案の特定
- 9月15日（火） 契約業者選定委員会 結果報告